

西宮市立地区市民館（市立津門市民館ほか２０施設）の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立地区市民館（市立津門市民館ほか２０施設）について、次のとおり指定管理者を指定しました。

１．対象施設

名 称	所 在 地
市立津門市民館	西宮市津門綾羽町６番１２号
市立平木市民館	西宮市大畑町１番３５号
市立生瀬市民館	西宮市生瀬町２丁目２０番２２号
市立北甲子園口市民館	西宮市松並町５番１２号
市立六軒市民館	西宮市大社町１２番２６号
市立中市民館	西宮市中前田町８番１１号
市立網引市民館	西宮市甲子園網引町７番１号
市立苦楽園市民館	西宮市苦楽園五番町３番２５号
市立市庭市民館	西宮市市庭町７番１３号
市立安井市民館	西宮市安井町２番４号
市立甲陽園市民館	西宮市甲陽園本庄町１番７５号
市立甲子園口市民館	西宮市甲子園口６丁目６番２０号
市立今津南市民館	西宮市今津出在家町１０番５号
市立八ツ松市民館	西宮市甲子園六番町１１番１２号
市立上ヶ原市民館	西宮市上ヶ原三番町６番２２号
市立夙東市民館	西宮市川添町１０番３０号

市立神原市民館	西宮市神原 6 番 1 1 号
市立柏堂市民館	西宮市柏堂町 1 3 番 1 5 号
市立香櫨園市民館分館	西宮市屋敷町 1 2 番 1 号
市立夙川西市民館	西宮市大谷町 3 番 5 0 号
市立高木市民館	西宮市高木東町 3 4 番 8 号

2. 指定管理者として指定した団体

団 体 名	運営委員長	所 在 地
津門市民館運営委員会	谷川 功	西宮市津門綾羽町 6 番 1 2 号
平木市民館運営委員会	山内 克文	西宮市大畑町 1 番 3 5 号
生瀬市民館運営委員会	畑田 實	西宮市生瀬町 2 丁目 2 0 番 2 2 号
北甲子園口市民館運営委員会	白川 清	西宮市松並町 5 番 1 2 号
六軒市民館運営委員会	土居 恵美子	西宮市大社町 1 2 番 2 6 号
中市民館運営委員会	中西 春男	西宮市中前田町 8 番 1 1 号
網引市民館運営委員会	長谷川 忠	西宮市甲子園網引町 7 番 1 号
苦楽園市民館運営委員会	浅井 豊	西宮市苦楽園五番町 3 番 2 5 号
市庭市民館運営委員会	前田 實	西宮市市庭町 7 番 1 3 号
安井市民館運営委員会	吉田 忠	西宮市安井町 2 番 4 号
甲陽園市民館運営委員会	岡野 清	西宮市甲陽園本庄町 1 番 7 5 号
甲子園口市民館運営委員会	山崎 そのえ	西宮市甲子園口 6 丁目 6 番 2 0 号
今津南市民館運営委員会	井上 恭一	西宮市今津出在家町 1 0 番 5 号

八ツ松市民館運営委員会	川崎 洋光	西宮市甲子園六番町 1 1 番 1 2 号
上ヶ原市民館運営委員会	田中 誠一郎	西宮市上ヶ原三番町 6 番 2 2 号
夙東市民館運営委員会	上田 均	西宮市川添町 1 0 番 3 0 号
神原市民館運営委員会	野村 好昭	西宮市神原 6 番 1 1 号
柏堂市民館運営委員会	藤井 良啓	西宮市柏堂町 1 3 番 1 5 号
香櫨園市民館分館運営委員会	吉川 正	西宮市屋敷町 1 2 番 1 号
夙川西市民館運営委員会	武藤 元	西宮市大谷町 3 番 5 0 号
高木市民館運営委員会	土井 成三	西宮市高木東町 3 4 番 8 号

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 西宮市立地区市民館の使用の許可、不許可及び許可の取消しに関する業務
- (2) 西宮市立地区市民館の使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (3) 西宮市立地区市民館の施設、附属設備及び備品等の維持管理に関する業務
- (4) その他施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで